

## 取 扱 基 準

名 称	自治会等集会施設借上補助金（施設）
補助区分	運営費補助 ■ 事業費補助 □
補助金の概要	自治会・町内会又はその連合組織がコミュニティ活動としての集会を行うため、市の所有する以外の集会施設を借上げる場合に要する経費の一部を補助する。
目 標	数値化 □ 非数値化 ■
	自治会・町内会がコミュニティ活動として集会を行うための施設の確保を目標とする。
	〈目標が数値でない場合の評価方法〉 補助を必要とする自治会・町内会の負担を軽減すること。
<u>補助事業者</u>	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	集会施設又は集会所用地を契約の始期・終期にかかわらず、 通年で借上契約をしている場合に、その契約に係る経費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・集会施設借上料補助 限度額 30万円 補助率 借上げに係る使用料の1/2以内 〈補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉
開始時期	令和5年 4月 1日
評価の時期	令和7年 9月 30日
終 期	令和8年 3月 31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	[内容] 当該事業が新潟市からの補助金に基づくものである旨を表示 [媒体] 各団体の予算書又は決算書、会報等
担当部署	市民生活部 市民協働課 電話 025-226-1102 e-mail shiminkyodo@city.niigata.lg.jp